

監査結果に係る措置通知書

教 育 局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>3 補助金</p> <p>(1) 負担金の合理性 <学校給食保存食用食材費負担金> もともと学校給食事業の実施主体は市であり、市と学校長の間で法令または契約に基づく当該負担金の取り決めが行われていないことから、当該公費負担を学校長に対する負担金と扱うのは不合理である。</p> <p>(2) 補助事業費の審査 <小中学校校長会・教頭会補助金> 補助事業等の成果に係る実績報告の審査が十分に行われたとは認められず、仙台市補助金等交付規則第 13 条の規定に反している。 また、補助対象経費に係る疎明書類の保管が不十分なのは、補助事業者における書類の整備等を定めた仙台市補助金等交付規則第 21 条の 2 の規定に反している。</p> <p>(3) 所管課における補助金等交付団体の財務事務 <仙台市中学校総合体育大会共催負担金（仙台市中学校体育連盟）> 補助対象事業費の印刷費のうち、プログラム印刷費 1,547,750 円について以下の不備が認められた。 ・ 印刷物発注の見積り合わせを行っていない。特定の印刷業者に継続発注しており、契約の競争性が確保されていない。 ・ プログラム印刷物に係る納品書がなく、適切な検収が行われたか確認できない。 <地域ぐるみ生活指導連絡協議会補助金（仙台市地域ぐるみ生活指導連絡協議会）> 講師謝金 30,000 円に係る源泉徴収が行われておらず、所得税法第 204 条第 1 項第 1 号の規定に反している。</p>	<p>平成 22 年度から需用費で予算措置するとともに、平成 22 年 4 月 14 日付けで各学校長あてその旨を通知した。</p> <p>平成 21 年度の実績報告から、補助対象経費の支出内容を証する領収証等の写しを添付させ、審査を厳正に行うとともに、関係書類を適正に保管することとした。</p> <p>平成 22 年度のプログラム印刷については、平成 22 年 4 月に見積り合わせを行うとともに、同年 6 月の納品の際、納品書を受領し保管した。</p> <p>指摘のあった謝金について当該講師へ確認した結果、本件講演会の謝金を含め確定申告を行ったとの回答を得た。 平成 22 年度以降同様の講演会を開催する場合には、源泉徴収を行い謝金を渡すこととした。</p>